

重要事項説明書

《令和6年4月1日現在》

社会福祉法人山梨檜の会が運営する介護老人保健施設甲府相川ケアセンターは、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 山梨檜の会
代表者名	臼井 行夫
所在地・連絡先	(住所) 山梨県甲府市塚原町359 (電話) 055-252-1600 (FAX) 055-252-1602
設立年月日	平成10年9月7日
事業内容	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 児童養護施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 介護老人保健施設の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人短期入所事業の経営 (ニ) 特定相談支援事業の経営 (ホ) 障害児相談支援事業の経営 (ヘ) 障害児通所支援事業の経営 (ト) 児童自立生活援助事業の経営 (チ) 共同生活援助事業の経営 (3) 公益を目的とする事業 (イ) 地域包括支援センターの事業 (ロ) 市町村地域生活支援事業(日中一時支援事業)

2 施設概要

事業所名	介護老人保健施設 甲府相川ケアセンター
介護保険指定番号	1950180032
所在地	山梨県甲府市塚原町359
電話番号	055-252-1600
管理者	長沼 宏
開設年月日	平成11年9月22日
入所定員	96名

3 運営方針

- (1) 介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活にもどることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設甲府相川ケアセンターの運営方針]

あ：愛情と（Smile and Warmth）

私たちは、お客様をひとつ屋根の下で暮らす家族のように‘ぬくもり’の心でケアを行います。

い：生きがいをもって（Pride）

私たちは、仕事に誇りを持ち、お客様に第2の人生の生きる目的を持っていただくよう努力します。

か：家庭復帰を目指す（Support）

私たちは、お客様の自立を支援し在宅に復帰できるよう働きかけます。

わ：和のサービス（Peace）

私たちは、チームの一員という自覚を持ち互いに思いやりを持ちながら、常にお客様の立場にたってサービスを提供します。

4 職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1			利用者の医療管理
・看護職員	1 2		(1)	利用者の健康管理
・薬剤師		1		薬品の調合・管理
・介護職員	3 5	2	(3)	利用者の生活介助
・支援相談員	1			利用者・家族への相談業務
・理学療法士	3			利用者の心身機能維持・管理
・作業療法士	1			利用者の心身機能維持・管理
・管理栄養士	2			利用者の食事・栄養管理
・施設介護支援専門員	1			利用者のケアプラン作成

※介護老人保健施設は、在宅との中間施設です。ご家族等と協力しあいながら利用者の在宅復帰を目指しております。退所後のことに関しては、居宅ケアマネージャー等と連携し適切なアドバイスをさせていただきます。

1. 長期入所（ロングステイ） 3ヶ月毎に入所検討会議を行います。
 2. 短期入所（ショートステイ） 一定期間、滞在いただけます。
- ・入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合や利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合は、退所の方向で話を進めることがあります。

5 1日の過ごし方

- ・起床は、6：30です。「おはようございます!」と職員の明るい声とともに、元気を出して起きていただきます。
- ・食事時間は、朝食7：30・昼食12：00・夕食18：00となり、広く開放感がある食堂で、ゆっくり食事を楽しんでいただけます。ただ、食事時間・場所、メニューは自由に選択できるようにもなっています。そして、毎食後、口腔ケアを行い誤嚥・誤飲の防止に努めます。
- ・入浴前には、健康チェックのため「検温」をします。また、随時「血圧測定」・「体重測定」も行います。入浴をなさらない日は、グループワーク（共同作業）、又は、週2回を目安に、リハビリの先生の指導により、必要に応じたりハビリを行います。
- ・毎日14：00からはレクリエーションを行います。利用者と職員が一緒になり、楽しいひとときを過ごします。
- ・15：00はおやつの時間になります。
- ・消灯は20：00となります。職員の笑顔とともに「おやすみなさい・・・」
- ・着替え、食事、排泄、レクリエーション等、日常生活のすべてがリハビリの一環です！各職員が、入所者の日常生活の自立に向けて、心をこめてお手伝いいたします。

6 ケアプランについて

- ・利用者の日常生活の向上と在宅復帰の課題を明確にするために、介護サービス計画（ケアプラン）を立案します。入所日より2週間を目安にケアプランを作成し、ご家族の確認（サイン）をいただきます。そのケアプランに基づいてお世話をさせていただき、6ヶ月毎に新しい作成いたしますので、更新時にはその都度確認をお願い致します。ケアプランを作成するにあたっては、担当者会議を開催しますので、その際はできる限り、ご家族の参加をお願いします。担当者会議の開催時間等は、その都度施設ケアマネージャーより連絡をさせていただきます。

7 居室について

- ・1人部屋・2人部屋・4人部屋と広いスペースの部屋を用意してあります。
- ・入所中は、施設、その他の都合により居室の変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。

8 入浴について

- ・入浴は週2回です。身体の機能に応じて入浴していただきます。着替えは、事前に職員が準備します。職員の声かけにて浴室に移動し、大浴場では富士山を眺めながら入浴できます。

9 食事について

- ・入所中は、管理栄養士のカロリー計算に基づいた食事を召し上がっていただきます。
- ・食事は、週に一度、セレクトメニューでお好きな方を選んでいただけます。
- ・食べ物の差し入れをお持ちの方は、食中毒防止の為、生物は控えていただき、食べきれない物はお持ち帰りください。また職員の判断で食べ物を処分することもありますのでご了承ください。
- ・利用者の食事量を確認しておりますので、飲食後は職員にお伝えください。
- ・治療食やカロリー制限をしている方もいますので、他の方への差し入れは一切遠慮ください。
- ・食事用のエプロンが必要な方は衛生管理の観点から毎食時に使い捨てエプロンを使用していただきます。

10 各種行事について

- ・毎月の誕生会を始め、お花見会、納涼祭、敬老会、クリスマス会、新年会、節分会、ひな祭り会等の行事を企画しています。ご家族の皆様の参加も大歓迎です。是非、お越しく下さい。
- ・シーズンごとに外出を企画いたします。社会との交流もかねて外食や買い物等をするもありますのでその場合は施設で代金の立替を行い、ご家族へ利用料と合算で請求をさせていただきます。

11 面会について

- ・面会時間は、9：00～19：00となっております。ご家族との繋がりを維持する為にも、頻繁な面会をお願い致します。また、面会の際は1階事務室前の面会簿にご記入ください。

12 外出・外泊について

- ・外出、外泊については、施設長（施設医師）の許可が必要になります。事前に職員に申し出てください。
- ・外泊は「外出、外泊許可願い」を提出していただき、職員に注意事項をお聞きの上、お薬を持参してお出かけ下さい。
- ・外泊中に体調の変化などでお気づきの点がありましたらご連絡をください。

※外出・外泊は在宅復帰の足がかりとなりますので、積極的に行ってください。

13 保険証等のお預かりについて

- ・『介護保険被保険者証』は施設でお預かりします。ご家族には『預り証』を渡しますので保管してください。
 - ・『介護保険被保険者証』以外の保険証等はコピーをさせていただき、ご家族にその場でお返し致します。
- ※保険証等の更新時は、新しい保険証等を甲府相川ケアセンターに必ずお持ちください。

14 病院への受診について

- ・入所中（外出、外泊時を含む）の病院への受診を希望される場合は、必ず施設長（施設医師）・看護職員にご相談の上、許可を得てください。その上で、甲府相川ケアセンターの入所者である旨の書類を持参していただきます。（歯科を除く。）
- ・病院への受診は、ご家族の方に付き添っていただきます。
（緊急時の病院への搬送は、職員と一緒に付き添います。）
- ・病院への受診の際に、介護タクシーの利用を希望される場合は、支援相談員が介護タクシーを手配させていただきます。ご理解・ご協力をお願いします。
- ・当施設の協力病院は「国立甲府病院」です。
協力歯科は「花形歯科医院」です。

※ただし、受け入れ医療機関の状態や利用者の病状等により受診先は相川ケアセンターにて決定させていただきます。

15 薬について

- ・入所後は施設長（施設医師）が主治医となります。薬の内容については施設長（施設医師）の判断にて処方を行います。また、ジェネリック医薬品（後発品）を使用する場合がありますのでご理解下さい。
- ・市販薬やビタミン剤を服用したい場合はステーションへ持参してください。適時、こちらよりお渡しをしていきます。

16 緊急時・事故発生時の対応について

- ・施設長（施設医師）の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。
- ・利用者の心身の状態が急変した場合や事故が発生した場合は、必要な措置をとると同時に、速やかにご家族に連絡をします。
- ・緊急時に備え、利用者の状態の変化等については、施設側と家族の連携を密に努めます。

17 身体拘束について

- ・原則として身体拘束は行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長（施設医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合があります。

18 高齢者虐待について

- ・当施設では、入所者等の人権擁護・虐待の防止等のための委員会を設け、職員に対する人権擁護、虐待防止を啓発するための研修を実施していきます。
- ・サービス提供中に、虐待を受けたと思われるサービス利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村へ通報します。

19 苦情について

- ・当施設では、利用者・家族の方々へより良いサービス提供を目的とするため、苦情・相談窓口として、リスクマネジメント委員会苦情対応委員を設けています。苦情受付責任者を施設長（施設医師）とし、各フロアーに苦情受付担当者を置き、広く、利用者・家族の苦情・相談に対し、施設としての対応を可能な限り早急に検討します。

苦情・要望受付

- （1） 当事業所の入所に関するご相談・苦情・ご要望を承ります。

お客様相談・苦情受付担当者

支援相談員 饗場 大輔

TEL 055-252-1600

- （2） 当事業所以外に、下記窓口等に苦情を申し立てることもできます。

甲府市役所介護保険課

TEL 055-237-5473

山梨県国民健康保険団体連合会

TEL 055-233-9201

- （3） 第三者委員への報告

受け付けた苦情は第三者委員へ報告します。

青木 志保 TEL 055-268-3155

高橋 正憲 TEL 055-287-6225

20 利用料について

- ・介護保険施設サービス費（要支援・要介護1～5）を始めとした、介護保険給付の1～3割自己負担額と居住費、食費、その他の利用料（日常生活費、教養娯楽費等）の合計を月毎に請求させていただきます。毎月10日までに請求書を送付いたしますので、当月25日までに、お支払いください。お支払い方法は原則として、金融機関（山梨中央銀行・甲府信用金庫・ゆうちょ銀行）の口座引き落としになります。金融機関の通帳とお届け印をお持ち頂ければ、当施設にて手続きを行います。口座引き落とし日は、25日となっております。
- ・居住費、食費の負担額については、利用者ご本人の属する世帯所得によって差があります。世

帯年収が一定額以下の方には、3段階の軽減措置があります。詳細は、支援相談員まで相談ください。

- ・入所当日に急遽退所した場合は、食事代等の実費は請求させていただきます。

21 持ち物について

- ・施設内では、基本的に現金は必要ありません。紛失を避けるためにも所持金は持たないよう、お願い致します。
- ・衣類や下着等、持ち物の追加や持ち帰りの際は、職員まで申し出てください。
- ・持ち物の追加の際は、必ずお名前を記入してください。
- ・大勢の中での生活ですので、金銭をはじめ、お持ち込みいただいたものが紛失した際は、当施設では責任を負いかねますので、ご了承頂きたいと思います。
- ・衣類は備え付けの家具に入る量にさせていただき、季節の変わり目には衣替えをお願いします。
- ・退所の際には持ち物は全てお持ち帰りいただきます。

※お持ち帰りいただけない場合は着払いで送らせていただきます。

22 個人情報保護について

- ・当施設では、利用者の方の個人情報を適正に取り扱うことは、医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取り扱いに関する適切性の確保を、重要課題と捉えて取り組んでおります。そこで、当施設では個人情報の取り扱いについて、次のように宣言しております。

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守
2. 個人情報保護施策の強化
3. 個人情報保護に関する意思統一の徹底
4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

23 写真について

- ・当施設では、イベントなどの思い出の記録としてイベントの様子を写真として撮影しております。この写真は利用者の方々も含まれての撮影となります。また、撮影した写真を施設ホームページや『わいわい日記』、施設広報紙『樗の会だより』にて使用いたしますのでご了承いただきたいと思います。

24 汚染物について

- ・排泄物等で汚染された衣類については、ご家族洗濯、業者洗濯を問わず汚染物の別洗濯として1袋165円掛かります。

25 福祉用具・設備備品について

- ・予め、当施設で用意しております福祉用具・設備備品については、ご自由に利用いただけます。
又、ご利用者個人の所有物として、福祉用具・設備備品を希望する場合は、ご利用者の本人負担にてご購入いただきます。
- ・ご利用者の排泄物等により福祉用具・設備備品が汚染された場合は、クリーニング代を請求させていただきます。
- ・ご利用者による福祉用具・設備備品の破損については、修理代を請求させていただきます。

26 口腔ケアに関するモアブラシ等の使用について

- ・当施設では、口腔ケアついて歯科医師より指導を頂いております。
使用するモアブラシや義歯用ブラシ等の消耗により適時交換を行い請求させていただきます。
 - モアブラシ 498 円
 - 義歯用ブラシ 437 円
 - 義歯収納ケース 110 円

※上記金額は製品の変更等で変わる場合があります。

27 ショート利用について

- ・37.5℃以上の発熱や下痢・嘔吐症状がある場合は、ショート利用は出来ません。また、ショート中に 37.5℃以上の発熱や下痢・嘔吐症状等の体調不良が発生した場合は施設長（施設医師）の判断で退所し主治医に掛かる事を依頼することとなります。
 - ・施設内でインフルエンザ等の感染症が発生した場合は、退所をしていただくこととなります。
- ※施設内でインフルエンザ等の感染症が発生した場合は、ショート利用のお受入は中止となります。

28 お心付けの辞退について

- ・当法人の方針といたしまして、職員へのお心付けは固くご辞退申し上げます。

ご利用者やご家族からお菓子の詰め合わせやジュースやコーヒーのセット、ハンカチ、靴下、商品券や現金などをお受けすることはできません。

特に、入所・退所時やお中元・お歳暮の時期にお気遣いいただくことがありますが、一切お受けすることができませんのでご了承くださいますようよろしくお願い致します。

当法人では、誰もが気兼ね無くサービスを利用することができ、誰に対しても公正公平な支援を提供していきます。

何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

29 その他

- ・入所されている65歳に達する方は、医学的管理の責務として結核の定期健診をすることになっております。

- ・当施設では、利用者の権利擁護のために、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の活用を推進しています。認知症・精神障害などの理由で自己決定能力が低下し、様々なサービスを適切に利用できない方々を支援したりする制度です。詳しい資料を多数用意しておりますので、支援相談員まで問い合わせください。
- ・当施設の事業計画（予算書）、事業報告（決算書）を閲覧することができますので、希望者は事務所まで問い合わせください。
- ・併設機関として、あいゆめ居宅介護支援事業所と甲府市北東地域包括支援センター があります。
- ・在宅復帰した方が介護サービスを受けられるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画を立案したり、介護用品の展示・販売、退所後の住宅改造の助言、公的サービスを受ける際の申請代行など在宅でのお手伝いをさせていただいています。

※ご不明な点がございましたらご連絡下さい。

社会福祉法人 山梨檜の会

TEL 0 5 5 - 2 5 2 - 1 6 0 0

介護老人保健施設 甲府相川ケアセンター

FAX 0 5 5 - 2 5 2 - 1 6 0 2

甲府相川ケアセンター長期入所または短期入所のサービスを利用するに当たり、説明者から上記より重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ (印)

利用者の 住所
身元引受人

氏名 _____ (印)

甲府相川ケアセンター

説明者 _____ (印)